

津山市立図書館の管理運営について ～意見書（要約）

平成20年7月24日（津山市立図書館協議会）

図書館は津山市民にとって単に本を借りる場所ではなく、乳幼児からお年寄りまで市民すべての自己学習・自己教育を支え、地域文化の創造・保存・継承に関わる大事な場である。

住民の必要とするさまざまな情報を提供し、津山市の人づくり・まちづくりを支える情報拠点。

津山市が、津山市立図書館への指定管理者制度の導入を検討するに当たっては、市民の意見を聞きながら慎重の上にも慎重に判断すべき。

これからも目指すべきサービス 市民が主役の図書館サービス

- <子どもの読書推進> 学校図書館との連携強化
- <市民の情報基盤を形成>
- <図書館ボランティアとの協働>
- <地域課題への対応> 子育て支援、子ども読書活動の推進、学習支援
高齢者サービス、障害者サービス
- <高度情報化社会への対応>
- <郷土資料の収集・保存>

図書館の管理運営のあり方 こうであってほしい

職員の専門性の確保

指定管理者だと短期の不安定な雇用となる。そのような環境下では、職員の高いモラルとモチベーションの維持、また専門職集団としての経験の蓄積と知識・技術の継承は困難と考える。

他部局・他団体との連携

人脈・ネットワークを構築し、市民ニーズに応える。

市民との協働

図書館運営の安定性

図書館施策と経費の節減

厳しい財政状況を踏まえ、今後はしっかりと分析し、外部に委託できる部分は委託し、仕事の仕分けや運営改善により経費の節減を図ることが必要。

平成20年6月3日の参議院文教科学委員会では「社会教育方等の一部を改正する法律に対する付帯決議」を採択し、「指定管理者制度の導入による弊害」を指摘した。

津山市立図書館の指定管理者制度の導入は市民サービスの向上にはつながらない、また経費の削減も期待する効果は得られない。

そして、津山市民の望む図書館を実現するには、行政が直営で運営するべきだとの見解に至った。